

この無効原因につき、AおよびCの悪意が当然存在すると考えられる。したがって、本件各保険契約について既払保険料の返還請求ができないという結論自体は、右商法の規定から、いわば論理必然的に導かれるものと言える。

もっとも、本件で既払保険料の返還を求めているのは、本件各保険契約の契約者たる甲ないし乙ではなく、これらの者から既払保険料の返還請求権を譲り受けたXである。そこで、この譲受人たるXの保護を全く考えなくてよいのか、という疑問はあり得る。しかし、生命保険契約における保険料返還請求権は、指名債権である。債権譲渡の一般原則により、債務者が特に異議なき承諾をしたのでない限り、譲受人は債権についてのすべての瑕疵を承継し、債務者から人的抗弁の対抗を受けることになる(民法四六八条。我妻栄・新訂債権総論五一六頁、五三五頁参照)。本件について言えば、本件保険料返還債務の債務者たるYらは、債権者たる甲ないし乙に対して有する抗弁をもって、Xに対抗することが可能だと考えられる。この点について、判旨はとくに触れていないが、結論自体は妥当であろう。

なお、本件のように、生命保険契約が公序良俗違反により無効となる場合には、保険契約の締結行為自体が不法性を帯びるので、保険料支払が民法七〇八条の不法原因給付にあたり、保険料の返還請求ができないとする解決もあり得る、と指摘されている(西嶋・前掲私法判例リ

マークス一四頁、山野・前掲八八頁)。ただ、この見解をとると、商法六八三条一項・六四三条との関係が問題となるが、不法原因給付の制度は、法律行為が公序良俗違反により無効となる場合において、不法な行為をした給付者に対する制裁として、既になされた給付についての不当利得返還請求を認めないものである(我妻栄・債権各論下巻一六一頁、四宮和夫・事務管理・不当利得上巻一五七頁)。

そして右商法の規定も、無効原因については特に限定していないもの、それにつき悪意・重過失のある保険契約者らに対する制裁として、既払保険料の返還請求ができないとするものである。そうすると、保険契約が公序良俗違反による無効の場合には、いずれの規定も適用し得ることになる。実際に本件についてみると、AおよびCが不正に保険金を取得する目的で、甲ないし乙の名義で本件各保険契約を締結し、保険料の支払をなしたのであるから、給付の動機に違法性が存在し、それが不法の原因のための給付になると考えられる(我妻・前掲債権各論一五四頁参照)。したがって、本件のような事案については、民法の不法原因給付による解決も一応考えられよう。

(ばん・あけん) 横浜市立大学助教授

地震保険普通保険約款四条二項の 保険金額の解釈

保険証券の記載と約款規定の齟齬

商事判例研究 平成九年度 31

神 素寛

東京大学商法研究会

神戸地裁平成九年六月一七日判決
(平成八年(初)第二五号、園田正晴対同和
(火災海上保険株式会社、保険金請求事件)
判例タイムズ九五八号二六八頁
(参照条文) 地震保険に関する法律二条

〔事実〕 原告Xと被告Yは平成六年二月二日にXを保険契約者兼被保険者、Yを保険者として地震保険契約(以下、本件契約とする)を締結した。保険証券では住宅と物置が保険の目的とされ、各々の保険金額は一〇〇万円と二二五万円と記載されていた。また、住宅と物置は同一構内に所在し、いずれもXの所有であった。地震保険に関する法律(以下、地震保険法とする)二条二項一号は、

「保険の目的を居住用建物または生活用動産に限り、その限度額は政令で居住用建物については一〇〇万円、生活用動産については五〇〇万円(当時)と定められていた。ところで、本件契約に用いられた地震保険普通保険約款(以下、本件約款とする)は、四条二項において同一

構内に所在し、かつ同一被保険者の所有に属する建物については一〇〇万円を保険金額の限度額とし、保険事故が発生して保険金を支払う場合に保険金額がこれを超える場合には、この限度額を保険金額とみなす旨定めており、同条五項は、保険金を支払ったときは保険金額から限度額を差し引いた残額に対する保険料を返還する旨を定めていた。

平成七年一月一七日にいわゆる阪神淡路大震災が発生し、住宅は全壊となり、物置も損傷を受けた。

XがYに保険金の支払を請求したところ、Yは物置分についての支払を拒絶した。

〔判旨〕 請求棄却。

一 一般に、損害保険契約を締結する場合、その契約には普通保険約款を適用するという扱いが定着していることは公知の事実であり、商慣習となっているものと認められるから、当事者において、普通保険約款の適用の排除を積極的

に明示した場合を除き、損害保険契約には普通保険約款が適用されると解するのが相当である。」

二 「なお、本件保険契約では、保険金額について……保険証券にも明記されているところ……、本件約款四条二項で……定めているのと異なる内容となっている。Xは、このことを指して本件保険契約が本件約款と明らかに異なる意思をもって締結されたことを示すものとし、本件約款によるとの契約当事者の意思は覆された旨主張しているが、右の点だけから、直ちに本件保険契約が本件約款の適用を排除していると認めることはできない。」

すなわち、普通保険約款は、大量の定型的な保険契約を合理的かつ平等に処理するためのものであり、その各条項は、保険事故に際して厳格かつ公平に適用することが要請されるものである。それゆえ、約款の条項と異なった内容が保険契約で定められた場合、原則として、それが直ちに契約の内容になるとするのは相当でなく、約款の条項に副う範囲に修正するか、約款の条項に反する部分を無効として扱うことになる。本件約款四条二項の限度額の定めにつき、同条五項で……規定しているが、これは、保険契約に際して、保険金額が限度額を超えて設定されてしまうことがあり得ることを予想し、それに備えて規定したものと考えられ、限度超過保険契約が締結された場合でも、保険金額自体は限度額とするこ

とが前提となつていのである。これらことから、本件保険契約において本件約款四条二項の規定の適用が排除されることはできない。」

三 「本件約款四条二項等は、法二条二項四号、施行令二条の規定を受けて、保険の目的となる建物について保険金額の限度額を一〇〇〇万円と定めているが、これは、……地震保険契約の特殊性を考慮したものと考えられるから、このように保険金額に限度額を設けることが不合理な定めとまではいえず、また、顧客の信頼を著しく損なうものともいえない。」

そうすると、本件約款の右規定は、信義則に違反するものではなく、公序良俗に反するものとも認められない。」

四 「法が地震保険の目的を生活用動産のほか居住用建物に限定しているのは、これらの物件については、被災者の生活の安定の見地から保険を付する必要性が高いことによるものと考えられる。そして、同一の構内に所在する建物については、……通常一体として被災者の生活の用に供されるものとみるのが相当であることから、本件約款四条二項は、被災者間の実質的公平を図るため、……限度額を定めたものと考えられる。そうすると、右約款の規定が法なしし施行令に明示されていない「同一構内に所在」すとの要件を規定したのは、法の実質的趣旨に反するものではなく、その合理性は否定することができない。」

〔評釈〕理由の一部を除き判旨に反対する。

一 判旨一から四のうち、判旨一・二は普通保険約款論であり、判旨三・四は地震保険普通保険約款の解釈である。本件は地震保険に関する公刊された初の裁判例であり、普通保険約款論、地震保険約款の解釈、約款と保険証券の記載の矛盾、さらには損保代理店の無権代理と追認の成否、事後に交付された保険証券への顧客の信頼、保険料返還請求権の消滅時効、等多くの論点を含むが、紙幅の関係から評釈対象は絞らざるを得ない。

二 (1) 判旨二は普通保険約款の適用の排除を否定する。この結論は本件約款四条二項と五項を素直に読めば出てくるものであり、その意味で論理的には正当である。ただ、この結論は約款四条二項の解釈から十分導けたはずで、約款の解釈方法に関する大上段の議論を定立して導く必要はなかった。

(2) ところで、Xの主張はあくまで保険金額以外の部分については約款を契約内容としつつ、保険金額については約款と異なる約定をなしたというものである。この意味で、約款は「適用」し「丸呑み」されるか否かという観点から結論を導いた判旨は、論理的にはXの主張に対する対応となつてはいるもののその主張に対して正面から答えておらず、いわば論点をすり替えたものであり、批判を免れない。

(3) 判旨の、普通保険約款は適用され

るか排除されるかであり、約款と異なる意思表示を無効ないし約款と適合的に解釈するという部分には反対する。

その理由は以下の三点である。①約款を用いても、あくまで損害保険契約という「契約」であるから、客観的な解釈は必要だとしても法規的な解釈まで必要とは思われないこと、②当事者間の交渉次第では約款の条項を特約などの形で修正することもあはざるを得ず、また、個人向けの普通保険約款を企業向けの普通保険約款や売買等の約款と解釈上事後的に区別する必要はないこと、③保険事故に際して普通保険約款の各条項を厳格かつ公平に適用する必要があるというのは正当な指摘としても、それはあくまで同じ内容の契約を等しく扱うべきであることを意味するに過ぎず、契約の内容が異なっていれば別異に取り扱われて然るべきであり、この理由付けは、約款と異なる内容での契約の成立を否定する理由とはならないことである。

(4) なお、控訴審（大阪高判平成一〇・七・二三判例集未登載）では普通保険約款の解釈に関する部分は修正され、先例（いわゆる意思推定説、大判大正四・一二・二四民録二二編二二二頁等）に従つたことを付言しておく。

三 (1) 地震保険とは、地震若しくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出による損害を政令で定める金額により填補する損害保険契約の一種であ

る(なお、地震保険制度全般について、日本損害保険協会監修・地震保険のすべてを参照)。地震による損害の填補は従来難しいとされてきたが、その理由は①巨額の損害の集中、②損害の統計的確率の求めにくさ、③地域的、時間的な逆選択の危険の高さ、④震災後の迅速な調査と給付の困難さ、という地震危険の特性による。

(2) 地震保険の成立は昭和四一年であり、右記の地震危険担保の困難さを解決するために、他の種類の損害保険には見られない複雑な保険技術が用いられている。具体的には、①保険金支払の対象損害の限定、②保険の目的の限定、③保険金額に一定の制限額を設定、④常に主契約に付随させること、⑤「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言発令時の一定の保険契約以外の引受制限、⑥政府の再保険、⑦一回の事故に対する一定の総支払限度額の設定という制約を受けることで保険が成立した。この後の改定の詳細には紙幅の都合上立ち入らない。

(3) 地震危険の性質にもかかわらず地震保険を成立させるためには保険金額の上限の設定が最も直接的かつ必要な方法なので、限度額を定めること自体の合理性は是認してよい。また、保険金額の上限を決めておかねば、支払総額が一回の地震あたりの支払限度額を上回るので支払保険金の削減がなされ、結局は不合理な結果をもたらす。さらに、「同一構内に所在する」という要件を別にすれば、法の規定が保険金額の上限を定めてお

り、約款で同様の規定を設けること自体は不合理ではない。

(4) しかしながら、約款の規定の仕方は、保険料を支払っていったとしても保険事故が起きた場合に限り二項で保険金額を一〇〇万円とみなし、五項で保険料を返還するというものであるが、これを素直に読むと、保険事故が起きない場合には保険金額は約定のまま保険料の返還がなされないことになる。この点については従来から批判されている(竹瀝修「震災と地震保険契約」民商法雑誌一一二巻四・五号二〇頁参照)にもかかわらず修正がなされていない。また、保険会社の側としては勿論解約により事故が起きなくとも発見次第契約の改定を申し入れる旨契約規程に記載しているものの、約款レベルではこのことは書かれておらず、約款解釈としては保険事故が起きなければ保険金額は限度額を超過している状態で成立している。保険料を徴取できる規定であると読まざるを得ない。このように考えると、実務の運用が弾力的になされるとしても約款の規定は片面的で相当程度に不合理な規定だと考えられる。勿論、半損の場合の給付を手厚くするために保険金額の上限を超えた契約を認めているとの考え方もあり得るが、実際の保険証券によると建物も物置もその料率は同じであり、特約扱いがされたとは考えにくいし、約款解釈としても不可能である。なぜなら、約款の規定では仮に半損であっても保険金額が限度額に制

限され、その半分しか保険金が支払われないからである。確かに、保険金額の上限設定の必要性はあり、また、契約者の損害も甚大ではないので許容性ありとの結論も導き得る。しかし、少なくとも許容性の検討をすることなく、必要性のみから条項の合理性を認めてしまえば「顧客の信頼を著しく損なうものともいえない」と言い切ってしまった判旨には、Xの主張に不十分な点があったとしても賛成できない。かかる規定の仕方の合理性は問われて然るべきである。

(5) 本件約款の最大の眼目は、事後的に保険契約者に、限度額を超える保険金額での約定の主張をさせないことにある。この条項が発令されるのは、損保代理店が保険金額が限度額を超過しているのを見越して、かつ、保険者の審査段階でも気づかれない場合である。条項の必要性と存在理由に関しては判旨の指摘するとおりであるが、許容性を認められるか否かは結局、事前段階で気づかなかつた限度額超過保険(限度額の法的性質について争いあるも、文言通り保険金額であると考えざるべきである。そうすると、商法六三一条にいう超過保険とは異なるものである)を事後的に精算することを妥当と考えるか、それとも契約が結ばれてしまった以上は契約としては有効に成立していると考えざるべきか、ということを決せられよう(この点に関し、後掲・木下評釈は保険料の位置づけという観点から厳しく判旨を批判するが、筆者も賛成である)。そして、仮

に前者と考えると、本件約款の規定の仕方が合理的なものといえるかが問題となる。以上を別の観点から言い換えると、地震保険の公保的性質を強調し地震保険契約が地震保険法のスキームに乗るものでなければいけないと考えるべきか、地震保険もあくまで私保険であり、契約自由が妥当な理由として地震保険法のスキームから外れた契約であっても私法上は有効であると考えざるべきか、の問題だともいえよう。というのは、仮に一般の損害保険であれば裁判所がこのような判断を下すとは限らず、既に述べた約款の片面性を理由に約款の条項の効力が否定されるからである。このように考えれば、判旨の解釈は、ただ公的性格を有する地震保険であるという一事をもってしか正当化し得ないのでないかと考えられるが、しかしながら地震保険であるという一事が判旨の約款解釈を正当化する理由として十分であるかという点には疑問なしとはしない。いずれにせよ最低限保険者は約款を改定することが必要だし、また、かかる規定の仕方の妥当性は今後の議論の課題である。私見は、本件約款には、代理店が誤って契約を引き受けるも、保険者の審査が完了するまでの段階で保険事故が発生したときに超過部分の危険の引受を拒絶したはずだとの抗弁の提出を保険者側に認めるという限りの意味しか認められないと制限解釈し、保険証券を発行した以上は契約の無権代理の

追認があったものと考え、契約内容は個別的合意(証書の記載)通りになるものと考え。もっとも、限度額超過を発見した保険者からの契約改定の申入れによりいったん追認した限度額超過保険の保険金額を保険料の返還とともに引き下げるとは認めてよいと考え。

なお、本件事案に特徴的なのは、一つの建物の保険金額が限度額を超えているのではなく、同一構内に所在する建物の保険金額を合算して限度額を超えているに過ぎない点である。仮に地震保険法のスキームに乗せねばならないという価値判断を加えるにせよ、本件では地震保険法のスキームそれ自体を超えた契約が結ばれているわけではなく、再保険(勿論制度の根幹ではあるが、しかし地震保険契約それ自体とは直接には関係しない)との関係でしか予定された枠組みを超えていないのであるから、この事情は保険証券記載の本件保険契約が私法上有効であり、請求を認容すべしという判断に傾く事情である。

四 (1) Xは、「法は一建物について一〇〇〇万円という上限を設定しているのに対し、本件約款は、同一構内に存する建物はたとえ何棟あっても上限は一〇〇〇万円と要件を加重しているのである。このように本件約款は、法に反する違法なものであって、合理性がない」と主張する。

Xのこの主張が説得力を持ったためには、地震保険法と施行令が建物について

保険金額の上限を定めていることのうち、①物理的な意味での「建物」単位で上限を画することが②私法上の効力に関して強行規定でなければいけない。

確かに、地震保険も損害保険なので建物ごとに保険の目的とできなければならないとも考え得る。しかし、判旨が指摘するように、地震保険法は被災者の生活の安定の見地から損害を受けた建物、家財の復旧に相当程度寄与することを旨としたものである。そうであれば、形式的には財産の損害を填補する損害保険であるとしても、実質的な付保単位は「被災者」であり、建物それ自体が付保単位になる必要はないと考えられる。それゆえに、物理的な意味での建物が強行的なものとは考えにくい。また、「同一構内に所在」という要件が加わったのは、①再保険との関係で保険の引受基準を保険会社間で調整する道具として導入されたのであり、②同一被災者の所有するという要件と相俟って家計単位を区切る機能を有する。このことは、約款四条四項を参照すれば合点がいく。すなわち、居住世帯が異なる場合または共同住宅である場合には、居住世帯単位で保険金額の上限を計算するが、これは、居住世帯といういわば家計単位の蓋然性が高い単位を引受単位とし、家計単位で一定額の損害を填補することでその生活の安定を図ろうとするものである。このような事情を「被災者の生活の安定に寄与する」という地震保険法の立法趣旨に照らせば、保

險金の総支払額を制度破綻を防ぐために一定の限度に押さえつつ、災害者の家計の単位を区切るのに損保業界において相当程度の明確さを有する概念である「同一構内に所在」という要件を約款に織り込むこと自体は不合理ではない。判旨が「被災者間の実質的公平を図るため」と言っているのは特定の家計単位が他者よりも多くの損害の填補を受けるのを防ぐためということであり、これは事前的には正当である。勿論、地震保険も一種の損害保険である以上、損害填補性を薄れさせる規定の合理性を否定する見解もあり得ようが、地震保険はその制度趣旨から純然たる損害保険とは言い難く定額保険的性格を帯びている。そこで、損害填補性が薄れることになっているのであるが、そのことが不合理とまではいえないであろう。

また、地震保険法は基本的に政府と保険者との再保険に関する法律なので、私法上の強行性までは認め難い。

(2) このように考えれば、①も②も満たされておらず、約款が地震保険法に反して無効とはいえないから、「約款が地震保険法に反して無効」というXの主張を退けた限りにおいて判旨は正当であるというべきである。

*なお、本件評釈として木下孝治・損害保険研究六〇巻一四四頁、桑原茂樹・法學研究(慶應義塾大学)七二巻九号八九頁がある。

(さかき・もとひろ)東京大学助手

◆ジュリスト定期購読のおすすめ

定期購読がお得になりました
毎号確実にご入手していただくために、定期購読をおすすめします

定額制
一年間二冊を定額で購読する制度
購読料
一年間二冊で三〇八〇〇円と大変お得です
(送料サービス、税込み)

*諸般の事情により料金が変更になる場合がございます
プレミアム
ジュリスト専用ファイルを進呈
(初回お申込みのみ)

申込み
何号より、と明記のうえ前金でご送金ください
購読の更新
事前(約二ヵ月前)に継続申込書類及び振込用紙をご送付します

購読の終了
購読スタート号から二冊目まで
ご送金は郵便振替で
振替番号〇〇一六〇一九一三七〇

口座名義 株式会社 有斐閣
お問合せ先 有斐閣営業部
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二一七
(電話)〇三―三二六五―六八一〇